

揮発性有機化合物(VOC)の大気排出量削減及びPRTR調査結果

1999年7月に「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）」が制定されました。この法律では、人の健康や生態系への影響を生じる恐れのある化学物質の環境中への排出量や移動量を集計し、国に報告することが義務付けられています。対象事業者は2001年4月から1年間の排出量・移動量を把握し、2002年4月以降に都道府県を經由して国に対して届出を行い、以後毎年度排出量の把握・届出を行います。

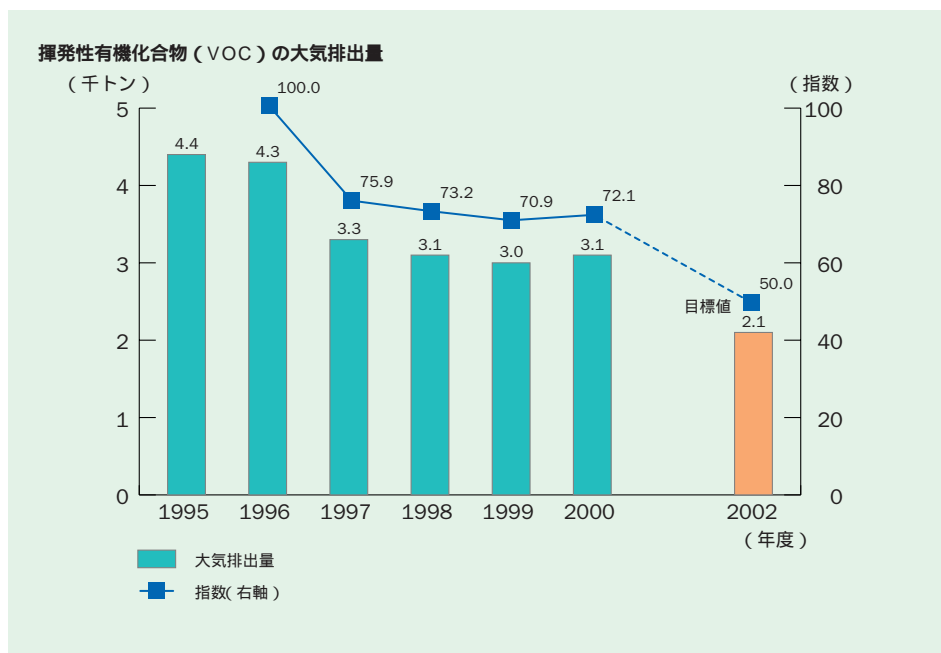
富士フィルムでは(社)日本化学工業協会によるPRTRの自主管理活動に1995年度から参加し、毎年調査結果を報告してきました。またPRTR法の施行にともない約1,000件のMSDSを改訂し、インターネットによる公開も行っています。

PRTR法における届出対象物質には、多くの揮発性有機化合物(VOC)が含まれています。当社ではFRC方針の重点実施事項として「揮発性有機化合物の大気排出量を2002年度までに50%（1996年度基準）削減する」という目標を掲げ、VOCの削減に取り組んでいます。PRTR法の届出対象物質以外のVOCも自主的に削減対象に含め、取り組んでいます。過去3年間で750トンのVOC大気排出量を削減し、生産量の増加分を吸収した結果、1997年度の3300トンと2000年度の3100トンにしました。今後製造設備を改造し、使用したVOCの回収率を高めたり、合成に使う溶媒を変更するなどして、さらなる削減を推進していきます。



足柄工場

大気に関する自主管理データ(富士フィルム6事業所のデータ)



PRTR対象物質・自主管理対象物質データ(2000年度:富士フィルム6事業所のデータ)

(単位:トン)

政令番号	物質名	取扱量	排出量			消費量*	除去処理量	移動量 (場外持出廃棄物)	リサイクル量	埋立て量	
			大気排出量	水域排出量	土壌排出量						
PRTR法第一種指定化学物質	12 アセトニトリル	155.7	7.2	0.0	0.0	0.0	1.3	2.9	144.3	0.0	
	24 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	25.9	0.0	0.0	0.0	25.6	0.1	0.1	0.0	0.0	
	25 アンチモン及びその化合物	10.5	0.0	0.0	0.0	10.3	0.0	0.2	0.0	0.0	
	29 4,4'-イソプロピリデンジフェノール	48.3	0.0	0.0	0.0	47.7	1.0	1.4	0.0	0.0	
	43 エチレングリコール	14843.9	0.7	0.1	0.0	14671.6	2.2	4.5	164.8	0.0	
	46 エチレンジアミン	1.4	0.0	0.0	0.0	1.4	0.0	0.0	0.0	0.0	
	47 エチレンジアミン四酢酸	11.6	0.0	0.0	0.0	11.6	0.0	0.0	0.0	0.0	
	63 キシレン	2.4	2.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	64 銀及びその水溶性化合物	2240.1	0.0	0.0	0.0	2038.6	0.0	0.0	201.5	0.0	
	65 グリオキサール	1.8	0.0	0.0	0.0	1.7	0.1	0.0	0.0	0.0	
	66 グルタルアルデヒド	3.1	0.0	0.0	0.0	3.1	0.0	0.0	0.0	0.0	
	95 クロロホルム	6.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	6.5	0.0	0.0	
	102 酢酸ビニル	1.8	0.0	0.0	0.0	0.0	1.8	0.0	0.0	0.0	
	134 1,3-ジクロロ-2-プロパノール	26.8	0.5	0.0	0.0	0.0	26.3	0.0	0.0	0.0	
	145 ジクロロメタン	412.0	357.4	0.0	0.0	43.9	0.0	7.6	3.0	0.0	
	172 N,N-ジメチルホルムアミド	49.0	2.5	0.0	0.0	0.0	45.0	1.4	0.0	0.0	
	177 スチレン	7.5	0.0	0.0	0.0	7.5	0.0	0.0	0.0	0.0	
	205 テレフタル酸	37118.5	0.0	0.0	0.0	36958.0	54.9	0.0	105.6	0.0	
	227 トルエン	889.3	34.3	0.0	0.0	0.4	193.3	25.0	636.3	0.0	
	243 バリウム及びその水溶性化合物	12.2	0.0	0.0	0.0	8.9	2.9	0.0	0.0	0.4	
	254 ヒドロキノン	175.4	0.0	0.0	0.0	170.2	5.0	0.2	0.0	0.0	
	259 ビリジン	5.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5.1	0.0	
	266 フェノール	1.0	0.2	0.0	0.0	0.6	0.2	0.1	0.0	0.0	
	270 フタル酸ジ-n-ブチル	70.5	0.0	0.0	0.0	67.4	2.9	0.1	0.0	0.0	
	304 ほう素及びその化合物	2.2	0.0	0.0	0.0	2.2	0.0	0.0	0.0	0.0	
	309 ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニルエーテル	3.0	0.0	0.0	0.0	2.6	0.5	0.0	0.0	0.0	
	310 ホルムアルデヒド	1.6	0.0	0.0	0.0	1.4	0.2	0.1	0.0	0.0	
	313 無水マレイン酸	2.8	0.0	0.0	0.0	2.4	0.0	0.0	0.4	0.0	
	314 メタクリル酸	11.8	0.0	0.0	0.0	5.6	6.2	0.0	0.0	0.0	
	320 メタクリル酸メチル	5.4	0.0	0.0	0.0	5.4	0.0	0.0	0.0	0.0	
	353 りん酸トリス(ジメチルフェニル)	2.3	0.0	0.0	0.0	2.1	0.1	0.0	0.0	0.0	
	当社が自主的に管理している化学物質	アクリル酸ブチル	9.7	0.0	0.0	0.0	9.7	0.0	0.0	0.0	0.0
		アセトン	1007.7	128.7	0.0	0.0	48.3	386.6	275.1	169.1	0.0
		酢酸ブチル	323.4	6.0	0.0	0.0	0.0	221.0	2.3	94.1	0.0
		酢酸エチル	1818.9	405.1	0.0	0.0	39.4	635.3	62.1	677.0	0.0
シクロヘキサン		2.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.7	0.3	0.0	0.0	
テトラヒドロフラン		39.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	39.7	0.0	
トリエチルアミン		21.3	1.4	0.0	0.0	0.0	19.9	0.0	0.0	0.0	
n-ヘキサン		268.1	1.0	0.0	0.0	0.0	1.3	14.5	251.3	0.0	
ブチルアルコール		186.2	37.6	0.0	0.0	142.7	5.9	0.0	0.0	0.0	
プロピルアルコール		352.1	150.8	0.0	0.0	0.0	64.6	15.9	120.8	0.0	
メチルアルコール		4377.0	1756.1	0.0	0.0	0.6	1440.7	155.0	1024.6	0.0	
メチルブチルケトン		4.4	0.0	0.0	0.0	0.0	4.4	0.0	0.0	0.0	
メチルエチルケトン		6112.6	206.4	0.0	0.0	0.1	2996.4	105.6	2804.1	0.0	
アンモニア		136.6	1.4	0.0	0.0	3.4	131.1	0.6	0.0	0.0	
硝酸		2602.6	0.4	39.7	0.0	666.2	1892.5	3.8	0.0	0.0	
硫酸		1761.3	0.0	2.2	0.0	5.3	1693.7	0.0	60.0	0.0	
臭化水素		1.4	0.0	0.0	0.0	0.0	1.4	0.0	0.0	0.0	
N-メチルピロリドン		31.3	0.2	0.0	0.0	0.0	19.8	11.3	0.0	0.0	
アルミニウム化合物(水溶性塩)		48.3	0.0	0.0	0.0	17.9	30.4	0.0	0.0	0.0	
トリエタノールアミン		25.4	0.0	0.0	0.0	25.4	0.1	0.0	0.0	0.0	

はVOCの大気排出量集計対象物質です。
 PRTR法においては、行政官庁への届出は取扱量が1事業所当たり5トン/年(当初2年間)ですが、この表では取扱量が1トン/年以上の物質を記載しました。
 *消費量とは、製品に含有あるいは同伴された量や無害化処理された量などです。